

さあ始めましょう！

まずは中学校特別支援学級指導パッケージを作りましょう。

- 1 リングファイルに、この中学校特別支援学級指導パッケージ<導入編>をファイリングしましょう。
- 2 導入編の次に、岡山県総合教育センターが刊行した冊子をファイリングしましょう。



- ① 「特別支援学級担任のためのハンドブック」



- ② 「自立活動ハンドブックー知的障害のある児童生徒の指導のためにー」



- ③ 「高等学校 ハンドブック 自分らしくかがやく～発達障害のある高校生のための指導・支援～」



- ④ 「通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりーアセスメント分析パッケージの活用ー」

これらの刊行冊子は、県総合教育センターHPからもダウンロードできます。
<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/>

- 3 その次に、次の岡山県教育庁特別支援教育課が刊行したリーフレットをファイリングしましょう。



- ① 「特別な支援を必要とする子どもたちのための実践ヒント集」



- ② 「共生社会の実現に向けた『障害者差別解消法と合理的配慮』」



- ③ 「岡山県の特別支援教育」

これらの刊行冊子は、岡山県教育庁特別支援教育課HPからもダウンロードできます。
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>

- 4 その次に、指導に役立つ教材などを自由にファイリングしましょう。(今後、指導の好事例等を増補する予定です)

どの冊子も重要ですが、まずは導入編を読んでみましょう

中学校特別支援学級指導パッケージ ＜導入編＞



導入編では、自立活動エキスパートが、現場で実際に
自閉症・情緒障害特別支援学級の担任が何に困っている
か聞き取り、相談に応えた内容をまとめています。

学級担任が感じる、よくある悩み

＜Q1＞
特別支援学級
で何をしたら
いいの？

p.3～

＜Q2＞
自立活動って
そもそも何？

p.4～

＜Q3＞
自立活動って
どんなことを
するの？

p.5～

＜Q4＞
対人関係に困難
がある生徒への
指導ってどう
するの？

p.6～

＜Q5＞
本で読んだ通り
やってもうまく
いかない！

p.7～

＜Q6＞
どうも指導が
押しつけになって
いるような気がする

p.8～

＜Q7＞
個別指導でうまく
いっても、クラス
ではうまく過ごせ
ていない

p.9～

＜Q8＞
個別の教育支援
計画は作らない
といけないの？

p.10～

特に
おすすめ！

特に
おすすめ！



＜本パッケージに協力してくださった方々＞

岡山県自立活動エキスパート 尾崎 和子

真庭市教育委員会

真庭市立北房中学校、真庭市立久世中学校、真庭市立勝山中学校



キーワード

指導の核となる「自立活動」

教育
課程

原則、中学校の教育課程に基づいて編成されます。
ですが、特別支援学級の障害種別で大きく変わります。

知的な遅れの有無

遅れなし

遅れあり

【知的障害以外の特別支援学級の教育課程】
(例：自閉症・情緒障害特別支援学級 等)

- ①各教科の内容
下学年各教科の目標及び内容に替えることができる。
- ②「**自立活動**」の指導
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れることができる。

【知的障害特別支援学級の教育課程】

- ①各教科の内容
下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容に替えることができる。
- ②各教科等を合わせた指導
特別支援学校（知的障害）の各教科を指導する場合、必要に応じて各教科等を合わせて指導（生活単元学習や作業学習等）することができる。
- ③「**自立活動**」の指導
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れることができる。



「自立活動」の指導は、知的な遅れの有無にかかわらず、重要な位置付けになっているんですね！しっかりと理解する必要がありますね。

自閉症・情緒障害特別支援学級の対象となる児童生徒は、

- 1 自閉症又はそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 2 主として心理的な要因による選択性かん黙があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

もっと詳しく知りたい時は…

「特別支援学級担任のためのハンドブック」
P18へGo!

※同冊子は、現在改訂中のため変更する可能性があります。





キーワード

「困っていることを改善・克服」



分かりやすく言うと、

生徒が、日常生活や学習場面で困っていることを改善・克服するための指導

そうとらえると、



中学校の教科・領域では直接指導できないことを指導することができます。

(例えば)

一人で自立した生活をするために、掃除や洗濯などの知識や技能を身に付けることが必要だと考え、それらの活動をする。

「家庭科」で指導できるので



(例えば)

日常生活や学習場面において本人が困っている場面を把握し、どうして困っているのかを分析しながら改善・克服のための指導に当たる。



教科のように中学校段階で学ぶ内容があるのではなく、一人一人の生徒の「困っていること」を把握し、そこから指導内容を設定する視点が大切ということですね！

自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う」です。

もっと詳しく知りたい時は…

「自立活動ハンドブック～知的障害のある児童生徒の指導のために～」P4へGo！

※同冊子は、現在改訂中のため変更する可能性があります。





キーワード

「6区分27項目」と「選定」



特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の内容は、次の6区分27項目で示されています。その中から、個々の生徒の障害の状態や発達の程度に応じて必要な項目を選定し、関連付けて具体的な指導内容を設定します。自立活動の「内容」の全てを指導するというものではありません。

Aさんは、困ったことや嫌なことがあったら、その場から走り去ったり、暴言を吐いたりすることがあるなあ。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2) 言語の受容と表出に関する事
- (3) 言語の形成と活用に関する事
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

「人間関係の形成」や「コミュニケーション」の内容と関連してるかも知れないなあ。



たくさんの内容があるけど、一人一人の生徒の実態に応じて内容を選定するんですね！

学習指導要領解説には、具体的な指導内容例も書かれているので、確認しなければ！



平成29年7月に特別支援学校学習指導要領解説「自立活動」が改訂され、これまで6区分26項目だった内容が、「1 健康の保持」の区分に「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事」の項目が新たに設けられ27項目になりました。また、「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「(2)、(4)」の項目が改められています。

もっと詳しく知りたい時は…

「自立活動ハンドブック～知的障害のある児童生徒の指導のために～」P6へGo！

※同冊子は、現在改訂中のため変更する可能性があります。





キーワード

「ソーシャルスキルトレーニング」



障害の特性から、対人関係において困難のある生徒も多く在籍しているのではないのでしょうか。このような生徒に対する指導としてSST（ソーシャルスキルトレーニング）という方法があります。ただし、対人関係を育む指導の一つの例に過ぎません。「自立活動ではSSTをするもの」という先入観をもたないようにしましょう。

SST（ソーシャルスキルトレーニング）とは、
社会で人と関わりながら生きていく上で必要な技術を習得するための学習です。

他人とのコミュニケーションが苦手

指示を理解したり、判断したりするのが苦手

得意なことと不得意なことに大きく偏りがある

情緒が不安定

自分の行動をコントロールするのが苦手

このような困難のある生徒に効果があると言われていています。
具体的には、次のような方法で学習を進めます。

教示



モデリング



リハーサル



フィードバック



般化



自分の学級にも同じような困難のある生徒がいます！
やり方を調べておかななくては！

トレーニングとなっていますが、訓練にならないようにしましょう。また、学んだことを日常生活に生かす視点がとても重要です。この方法を使ってどんな場面にどんな姿を期待しているのかを教師自身がイメージして指導に当たしましょう。

もっと詳しく知りたい時は…



対人関係に困難がある生徒への指導については、多くの著書があります。近くの書店やインターネット等で実際に見てください。

Q 5



本で読んだ通りやっても
うまくいかない！

キーワード

「実態把握」と「4つの手順」



問題行動は、よく「冰山モデル」で例えられます。問題の本質は表面的に表れているものではなく、見えていない部分にあります。先入観を持たずに背景要因を分析することが重要です。

〈問題行動〉

教室を飛び出す！

〈背景要因〉

勉強が分からない？

先生が構って
くれる？

何をしたいか
分からない？

また、生徒の興味関心など、強みを生かして指導することもうまく行くコツです。



そうか！本や教材例には、具体的な指導がたくさん書いてあるけれど、実態把握が十分でないときに、指導の方向性がずれてしまうんですね！

指導と評価を通して
次のサイクルへ！

①「実態把握」

②実態に即した
「指導目標の設定」

③個々の指導目標を達成するために必要な
「項目の選定」

④選定した項目を関連付けた
「具体的な指導内容の設定」



もっと詳しく知りたい時は…

冰山モデルは「自分らしく かがやく」
P9へGo！

4つの手順は「自立活動ハンドブック」
P9、13、15、19へGo！

※同冊子は、現在改訂中のため変更する可能性があります。





キーワード

「自己理解」と「自己決定」



これまで



Aさんは、日頃から忘れ物や伝えたことを忘れることが多いなあ。記憶を保持することが苦手なんだなあ。
だから、手帳を利用してメモをとる、メモを見るという習慣ができれば苦手なことを改善することができるかも。

指導スタート

これから



Aさんって、家庭科での調理のときレシピを見ながら、手順通りに上手に調理していたよね。

はい。レシピとかメモを見て活動するのは、どうしたらよいか分かるので、安心できるから得意なんです。



やっぱりそうなんだね。
Aさん、大切なことをメモして、それを見て確認する習慣をつけてみたら、忘れ物とか減るんじゃないかな。

そうか。忘れたらいけないって思うけど、どうしても忘れてしまうんで実は困ってて。メモをしておけば見たらすぐ思い出せるし、忘れ物が減るかも知れないなあ。



しばらく取り組んでみる？
取り組んでいる中でも、どんな感じかお互いに確認していけばいいね。
うまくいかなかったら、また別の方法を一緒に考えていきましょう。

分かりました。
やってみます。

自己理解

自己決定

指導スタート



自分の強みや良いところを知り、
学んでいくことが大切なんですね！

生徒一人一人は、他者との関わりの中で自分が認められる経験を通して、自己肯定感を高めていきます。自己肯定感を高めていくためには、生徒の特性の理解を深めながら、「認める」「ほめる」機会を増やすことが大切です。そうすることにより、生徒は自分の強みや良いところを把握し、自己理解を深めていきます。

もっと詳しく知りたい時は…

「自分らしくかがやく～発達障害のある高校生のための指導・支援～」P24へGo！





キーワード 「交流及び共同学習」と 「学級づくり・授業づくり」



特別支援教育の目標は「共生社会の実現」です。個別に指導する際にも、常に「障害のない生徒と共に学ぶ」ことを目指す必要があります。

交流及び共同学習

知的な遅れがない場合、原則として生徒は高等学校に進学することになります。卒業までに「集団での学び」の経験をしっかりしておく必要があります。

チェックポイント

本人・保護者との合意形成

集団で必要なスキル形成

学級集団の受入準備・連携

事故防止と負担軽減



自立活動で、積極的に援助を求めるスキルや、断るスキル、自分の状況や想いを伝えるスキルの獲得に取り組んでおきましょう。

学級づくり・授業づくり



校内全体で、特別支援教育の観点をもった授業づくり、学級づくりに取り組むことも、働きかけたいですね！



すっきりとした教室



整理整頓

交流及び共同学習は、障害のある生徒にとってだけでなく、交流学級にいる障害のない生徒にとっても、同じ社会に生きる人間として互いを正しく理解し、共に助け合い支え合うために大変重要な学習です。特別支援学級担任として、自分の学級だけでなく、交流学級の生徒を育てる視点をもつことも大切です。

もっと詳しく知りたい時は…

「特別支援学級担任のためのハンドブック」P.42へGo!
※同冊子は、現在改訂中のため変更する可能性があります。

「通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり」へGo!





個別の教育支援計画は作らないといけないの？

キーワード

「合意形成」と「連携」

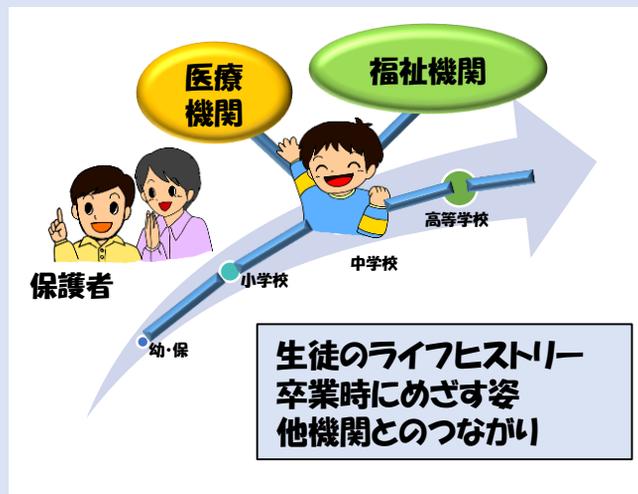


今回の学習指導要領改正で、特別支援学級に在籍する児童生徒には、必ず個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することとなりました。

役割の違い

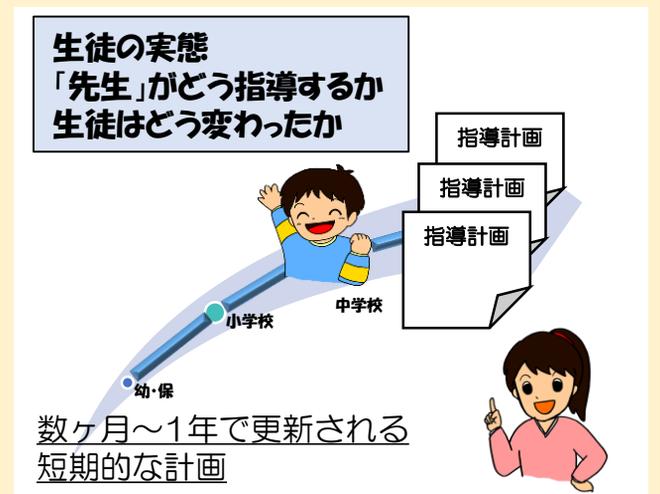
両方とも、保護者との合意形成の上で作成する点では同じですが、役割に大きな違いがあります。

個別の教育支援計画



いろいろな機関や人と
連携するためのツール

個別の指導計画



先生が指導する際の計画書
自立活動がポイントになります



何のために作るかをしっかり意識しないと、「作って終わり」になってしまいますね。しっかり活用しなくては！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、合理的配慮の提供が必要です。個別の教育支援計画に、保護者との建設的な対話に基づく合意形成により、中学校でどのような配慮を行ったか記述しておくことで、個別の教育支援計画を、そのまま高等学校等への引継ぎにも活用できます。

もっと詳しく知りたい時は…

「特別支援学級担任のためのハンドブック」
P.38～へGo！

※同冊子は、現在改訂中のため変更する可能性があります。

